

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

一橋大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	8
	領域2 内部質保証に関する基準	12
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	24
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	34
	領域5 学生の受入に関する基準	42

領域6	教育課程と学習成果に関する基準	49
	基準の判断 総括表	49
	商学部	50
	経済学部	54
	法学部	58
	社会学部	62
	経営管理研究科	66
	経済学研究科	70
	法学研究科	74
	社会学研究科	78
	言語社会研究科	82
	国際・公共政策研究部・教育部	86
	商学研究科（平成30年度学生募集停止）	90
	国際企業戦略研究科（平成30年度学生募集停止）	104

I 大学の現況、目的及び特徴**1 現況**

- (1) 大学名 一橋大学
(2) 所在地 東京都国立市
(3) 教育研究上の基本組織

学士課程	商学部、経済学部、法学部、社会学部
大学院課程	経営管理研究科、経済学研究科、法学研究科、社会学研究科、言語社会研究科、国際・公共政策研究部・教育部

- (4) 学生数及び教員数

学生数	学部4,364人、大学院1,926人
教員数	専任教員数：303人、助手数：30人

2 大学等の目的

(1) 一橋大学の理念と基本方針（一橋大学研究教育憲章）

一橋大学は、市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもとに日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献してきた。人文科学を含む研究教育の水準はきわめて高く、創立以来、国内のみならず国際的に活躍する、多くの有為な人材を輩出している。

この歴史と実績を踏まえ、一橋大学は、日本及び世界の自由で平和な政治経済社会の構築に資する知的、文化的資産を創造し、その指導的担い手を育成することを使命とする。一橋大学は、この使命を達成するため、先端的、学際的な社会科学の研究教育を積極的に推進し、日本及び世界における拠点として、人間社会に共通する重要課題を解決することを目指し、研究教育の理念と基本方針とを次のように定める。

1 一橋大学の研究教育の理念

- (1) 充実した研究基盤を確立し、新しい社会科学の探究と創造の精神のもとに、独創性に富む知的、文化的資産を開発、蓄積し、広く公開する。
- (2) 実務や政策、社会や文化との積極的な連携を通じて、日本及び世界に知的、実践的に貢献する。
- (3) 豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成する。

2 一橋大学の研究教育の基本方針

- (1) 大学の社会的責任を自覚し、法と倫理を重んじ、自治と知的誠実の精神をもって研究教育を行う。
- (2) 研究教育における構成員の自由と自律、個性と多様性を尊重する。
- (3) 理論的研究と実務的研究、基礎的研究と先端的研究を等しく重視する。
- (4) 研究成果を国内外に広く公開するとともに、客観的、かつ、公平な自己評価及び外部評価により、その成果を厳しく検証する。
- (5) 対話と双方向の教育を基軸とした、自由で緊張感ある教育環境を育成し、発展させる。
- (6) 学生個々人の感性を磨き、理性を鍛え、創造性と論理性、構想力と判断力を養うことを教育の指針とする。
- (7) 市民社会、産業界、官界との連携を適正、かつ、積極的に推進し、社会の課題に的確に応える。
- (8) 研究教育の国際的連携を図り、情報・人的ネットワークを構築する。

(2) 学部の目的（一橋大学学則第16条の2）

商学部（経営学科、商学科）

商学部は、商学・経営学およびその関連分野における専門知識の骨格を持ち、また、深い洞察力と良識ある判断力、豊かな創造力、卓越した倫理観を身につけた人材の育成を目的とする。

経営学科では、経営・会計を中核とし、組織の経営に関連する分野にかかわる幅広い学識の涵養を図る。

商学科では、市場・金融を中核とした、組織を取り巻く環境・制度に関連する分野にかかわる幅広い学識の涵養を図る。

経済学部

経済学部は、経済学及びその関連分野における専門性と総合性を併せ持つ人材を育成し、よって、卓越した専門的知識と良識ある洞察力を兼ね備えた職業人・市民の養成を通じて、社会の発展に寄与することを目的とする。

法学部

法学部は、法律学・国際関係学における基礎的な専門知識・能力を有するとともに、高度な教養と判断力を持つ人材の育成を図ることを目的とする。

社会学部

社会学部は、様々な専門領域にわたる社会科学の総合的な学修に基づいて、現代社会の諸問題を多角的な視点から批判的に分析できる知性を持ち、豊かな構想力と実践的な解決力を具えた人材の育成を目的とする。

(3) 大学院の目的

経営管理研究科（一橋大学大学院経営管理研究科規則第2条）

修士課程 経営管理専攻 研究者養成コース

研究者養成コースでは、経営、マーケティング、会計、金融並びにそれらに関連する分野に係る幅広い学識の涵養を図るとともに、研究及び応用力を有する人材養成を行うことを目的とする。

修士課程 経営管理専攻 経営学修士コース

経営学修士コースは、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する人材養成を行うことを目的とする。

専門職学位課程 国際企業戦略専攻

国際企業戦略専攻は、日本発の「知」と欧米から学べる「知」を融合し、グローバルに通用する経営戦略に携わるプロフェッショナルの育成などの高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的とする。

博士後期課程 経営管理専攻

経営管理専攻は、経営、マーケティング、会計、金融並びにそれらに関連する分野に係る深い専門知識に支えられた創造性豊かな優れた研究及び応用力を有する人材養成を行うとともに、専攻分野について、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

博士後期課程 国際企業戦略専攻

国際企業戦略専攻は、専攻分野について、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

経済学研究科（一橋大学大学院経済学研究科規則第2条）

本研究科は経済学及びその関連分野において、専門性と総合性を併せ持つ研究者と、学識ある高度な専門的職業人を育成することを目的とする。

本研究科に総合経済学専攻を置き、次の能力を有する人材の育成を目指す。

- 一 経済現象を数理的・理論的・統計的に分析する能力
- 二 経済理論を応用して現実の経済諸問題を解明する能力
- 三 現代世界の諸問題を時間的・空間的視点から解明する能力
- 四 比較経済の視点から日本及び世界の経済の総合研究を行う能力

修士課程の総合経済学専攻には、広い視野に立って、複雑多岐にわたる経済現象を研究しその成果を応用する能力を培うことを目的とする履修コース（「研究者養成コース」）と、官公庁、国連やIMF・世界銀行などの国際機関、民間の研究機関やシンクタンクなどにおいて専門的職業に就く人材を養成することを目的とする履修コース（「専修コース」）を置く。

法学研究科（一橋大学大学院法学研究科規則第1条の2）

法学・国際関係専攻

法学・国際関係専攻は、法学・国際関係学の分野での新しい「知」の創造、及びそれによる日本社会・国際社会への知的貢献を目指し、そのために必要な先端的・学際的な研究を行い得る研究者を養成する一方、これらについての高度な知識・能力を備えた専門的な職業人、とりわけ、ビジネス法務に精通し、国際感覚・人権感覚に富んだ人材や国内外の紛争の予防・解決を行い得る人材の養成を図る。

法務専攻（法科大学院）

法務専攻は、高度な専門知識と能力および社会に貢献する意欲をもった法律家、とりわけビジネス法務に精通し、広い国際的視野をもち、豊かな人権感覚を備えた法律家の養成を図る。

ビジネスロー専攻

ビジネスロー専攻は、一定の実務経験を有する社会人に対して先端的・実践的な法務教育を提供し、最先端の企業法務に関する知識を習得した高度専門職業人及びグローバルなビジネスローに携わる法曹・法務人材の養成を図る。

社会学研究科（一橋大学大学院社会学研究科規則第2条）

本研究科は、社会科学の分野において、専門性と総合性を併せ持つ研究者と学識ある高度な専門的職業人を育成することを目的とする。

修士課程は、社会科学の幅広い知識と深い問題意識によって支えられた研究基盤と高度な実践能力を備えた人材を育成することを目的とし、博士後期課程は、高度な専門性と豊かな学識卓越した研究能力と自立性を備えた研究者を育成することを目的とする。

総合社会科学専攻

総合社会科学専攻では、各専門分野における学術探究とその総合的発展を担う人材の育成をめざした教育研究を行う。

地球社会研究専攻

地球社会研究専攻では、理論と実践を統合し地球規模の諸問題に取り組む能力をもつ人材の育成をめざした教育研究を行う。

言語社会研究科（一橋大学大学院言語社会研究科規則第3条）

言語社会専攻

修士課程 第1部門

修士課程第1部門は、言語と社会の間の相互関係に焦点をあて、言語及びその関連領域にある諸文化の研究を行い、深い人文的教養を持った高度専門職業人を養成することを目的とする。

修士課程 第2部門

第2部門は、言語・社会・文化をめぐる現代的な諸問題の解明を目指すとともに、専門性実践力を兼ね備えた、日本語研究・教育者を養成することを目的とする。

博士後期課程 第1部門

博士後期課程第1部門は、より高度な専門性と幅広い学際性を身につけた独創的な研究者を養成することを目的とする。

博士後期課程 第2部門

第2部門は、国際的に活躍できる、日本語教育関連領域の研究者・教育者を養成することを目的とする。

国際・公共政策教育部（一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則第2条）

国際・公共政策専攻

専門職学位課程は、国際・公共政策に関する専門家として、法律学、国際関係、経済学のいずれかの分析方法を習得しつつ、隣接分野の視点も取り入れ、現実の諸問題に実践的に取り組み、政策を国内外に発信できるプロフェッショナルな人材の育成を目的とする。

商学研究科 （平成30年度学生募集停止）（一橋大学大学院商学研究科規則第2条）

経営・マーケティング専攻

経営・マーケティング専攻では、経営、マーケティング並びにそれらに関連する分野に係る幅広い学識の涵養を図るとともに研究及び応用能力を有する人材養成を行うことを目的とする。

会計・金融専攻

会計・金融専攻では、会計、金融並びにそれらに関連する分野に係る幅広い学識の涵養を図るとともに研究及び応用能力を有する人材養成を行うことを目的とする。

国際企業戦略研究科 （平成30年度学生募集停止）（一橋大学大学院国際企業戦略研究科規則第2条）

専門職学位課程

専門職学位課程には、日本発の「知」と欧米から学べる「知」を融合し、グローバルに通用する経営戦略に携わるプロフェッショナルの育成、また新しい方向での企業金融（コーポレート・ファイナンス）、金融工学、財務戦略を専門とする人材育成などの高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を専ら養うことを目的とした、「国際経営戦略」と「金融戦略・経営財務」の2コースの分野を置く。

修士課程

修士課程には、企業・経営に関わる法的諸問題について、実践的・理論的に分析解決できる能力を持ち、かつ、法的専門知識を駆使して経営戦略の立案に参画できるような高度専門職業人の養成を目的とした、「経営法務」コースを置く。

博士課程

博士後期課程には、専攻分野について、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする「国際経営戦略」、「金融戦略・経営財務」及び「経営法務」の3コースを置く。

3 特徴

本学は、4学部、5研究科、1教育部、1研究所からなる社会科学系の総合大学である。日本における国立大学唯一の社会科学の総合大学として、学部、研究科相互の有機的連携のもとに研究教育を推進している。

社会科学とは市民社会の学である、というのが本学の立脚点であるが、その意味で大きく6つの特徴を有している。

1 第一の特徴は、学問と教育の市民社会性にある。「一橋大学研究教育憲章」は「一橋大学は、市民社会の学である社会科学の総合大学として、リベラルな学風のもとに日本における政治経済社会の発展とその創造的推進者の育成に貢献してきた」と謳っている。この一文に示されているように、本学は日本におけるリベラルな市民社会の形成に深く関わってきた。社会科学とは、広い意味での社会的諸問題を科学的に解決する学問であり、その最大の特徴は、封建的、神学的教義ではなく、生活世界を改善し、そこで発達した知恵や経験知を学問化したところにある。社会科学はこの意味において、市民社会の学問であった。市民社会が自立的に自由に活動し、その様々な営みを学問的に対象化し、よりよい世界を創造しようとするところに社会科学が生まれ、発展する。本学はそのような市民社会の学を追求し、社会公共のために尽くす社会科学の精神と自由で責任感ある「キャプテンズ・オブ・インダストリー」の名のもとに開明的でグローバルに活躍する多数の人材を輩出し、市民的な社会の構築に寄与してきた。

2 第二の特徴は、広い意味での実務性にある。本学の起源は、森有礼によって銀座に創設された商法講習所、いわばビジネス・スクールである。商売を学問の対象とし、知的に練磨し、学生を知的なビジネスマン、教養ある市民とすることがその特徴である。本学の社会科学はそこを基軸として発展したために、常に実務性を持ち続けた。実務的というのは、実社会の要請やその諸問題に深い関心を持ち、これに専門的かつ理性的に対処するという意味である。これは現在では、「構想力ある専門人」教育として、経営管理研究科経営管理専攻経営学修士コース・国際企業戦略専攻、法科大学院、国際・公共政策大学院、などに結実している。

3 第三の特徴は、国際性にある。もともと本学は国際ビジネスにおいて、日本が西洋諸国と対等に競争するための研究と教育を行うための機関として創設された。その伝統を受け継ぎ、卒業生の多くは、商社や銀行など海外に展開する会社に進む。大学自身も海外に多数の学術・学生交流校をもち、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行する前の2019年度においては、学部・大学院を合わせて56の国・地域から900人を超える外国人留学生を受け入れており、これは学生数のうち約15%を占める。

4 第四の特徴は、少数精鋭の高度な教育である。創設140年を超える歴史において、本学はこれまで9万6千人程度の卒業生を有するにすぎない。ゼミナールを中心とした徹底して問題発見的で双方向的な少人数授業を貫徹し、質の高い人材を育成してきた。この教育スタイルは本学のバックボーンである。さらに、講義形式の授業においても、アクティブ・ラーニングを取り入れるなど、少人数双方向型の授業の実施等により単位の実質化を進めてきた。

5 第五の特徴は、独自の教養主義である。深い教養とリンクした専門性が本学の学風で、これが本学の社会科学に深みと厚みを与えている。本学は、伝統的に学部間・研究科間の垣根が低く、学生は、それぞれが所属する学部の開講科目だけでなく、他学部の開講科目も履修することができる。さらに、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学との四大学連合や、多摩地区国立大学等との連携により、自然科学を含む他大学の科目の履修も可能であり、これらの仕組みによって、深い専門性に裏打ちされた幅広い教養を身につけることができるようになっている。

6 最後に、本学は社会科学系の研究大学として日本における社会科学の研究教育をリードしてきたという点が特徴として挙げられる。研究の一層の高度化と国際化を推進し、社会科学における世界水準の研究をするため、学長直轄の組織として設立された「一橋大学社会科学高等研究院」

(Hitotsubashi Institute for Advanced Study: 略称HIAS)を学際的研究・国際共同研究を推進する拠点として、世界各国の連携大学と活発な研究活動を展開し、世界及び日本の社会的重要課題の解決に取り組むとともに、研究成果を広く社会に発信している。なお、2019年に、本学は、社会科学系大学として初めて指定国立大学法人に指定された。これは、本学のこれまでの研究、社会との連携、及び国際協働が高く評価されたことを意味すると共に、今後の活動に対しても、世界最高水準であることを期待されるものでもある。

本学は、平和で豊かな政治経済社会の構築、実社会における諸問題の知的、実践的解決を目指し、上記のような特徴を発展させてきた。本学の研究教育は、これらの特徴に貫かれており、その結果、質の高い研究成果と人材を輩出している。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 設置計画の概要（大学院経営管理研究科）		
	1-1-1-02 設置計画の概要（大学院経済学研究科）		
	1-1-1-03 設置計画の概要（大学院法学研究科）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目1-1-1] 1. 経営管理研究科の設置（平成30年4月） 国際競争力のあるビジネススクールの基盤を構築することは、我が国にとって喫緊の課題であり、現在も高い評価を得ている商学研究科と国際企業戦略研究科を統合し、日本国内のビジネスパーソン教育の水準を一気に高め、日本経済の国際競争力向上を人材育成面から支えらるとともに、それらを教育するための高度研究者養成も含め、国際的にも優秀な人材を集めることの出来る国際競争力のあるビジネススクールを創り出すことを目的として、経営管理研究科を設置した。			
2. 経済学研究科における専攻の改組（平成30年4月） 経済学研究科では、最先端の経済理論および高度な実証分析手法を備えた高度専門職業人を養成する修士課程プログラムを拡充するために、それまで経済理論・経済統計、応用経済、経済史・地域経済、比較経済・地域開発の4つの専攻に細分化されていた組織を「総合経済学専攻」に集約する改組を行った。これによって、深い教養教育を行いながら専門性の高い教育カリキュラムを提供することが可能となった。			
3. 法学研究科ビジネスロー専攻の設置（平成30年4月） 世界で活躍できるグローバル法曹・法務人材の育成のため、平成30年4月に国際企業戦略研究科の経営法務専攻を新たに法学研究科ビジネスロー専攻として再編統合した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人一橋大学基本規則	8~9、26~27条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人一橋大学基本規則	33~33条の2	再掲
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-1-01 国立大学法人一橋大学基本規則	45条	再掲
	1-3-2-01 一橋大学教授会通則		
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 組織構成図、運営規定等		
	1-3-1-01 国立大学法人一橋大学基本規則	41条	再掲
	1-3-3-01 国立大学法人一橋大学教育研究評議会規則		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人一橋大学基本規則	40～42条	再掲
	2-1-1-01 一橋大学における内部質保証に関する基本方針		
	2-1-1-02 一橋大学内部質保証体制		
	2-1-1-03 国立大学法人一橋大学役員会規則		
	2-1-1-04 国立大学法人一橋大学経営協議会規則		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人一橋大学基本規則	8～9条	再掲
	2-1-2-01 一橋大学の大学院の専攻及び講座等に関する規則		
	2-1-2-02 一橋大学における教育の質保証に関する要項		
	2-1-2-03 一橋大学商学部における教育の質保証に関する要項		
	2-1-2-04 一橋大学大学院経営管理研究科における教育の質保証に関する要項		
	2-1-2-05 一橋大学経済学部・経済学研究科における教育の質保証に関する要項		
	2-1-2-06 経済学研究科評価委員会内規		
	2-1-2-07 一橋大学法学部及び法学研究科における教育の質保証に関する要項		
2-1-2-08 一橋大学社会学部及び社会学研究科における教育の質保証に関する要項			
2-1-2-09 一橋大学社会学部・社会学研究科評価委員会内規			
2-1-2-10 一橋大学言語社会研究科における教育の質保証に関する要項			
2-1-2-11 一橋大学国際・公共政策教育部における教育の質保証に関する要項			
・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）			

[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-3-01 一橋大学における施設設備に関する自己点検・評価実施要項		
	2-1-3-02 一橋大学施設マネジメント委員会規則	2~3条	
	2-1-3-03 一橋大学における学生支援に関する自己点検・評価実施要項		
	2-1-3-04 一橋大学学生委員会規則	2~3条	
2-1-3-05 一橋大学における入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項			
2-1-3-06 一橋大学教育委員会規則	2~3条		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-02 一橋大学における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-3-06 一橋大学教育委員会規則		再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-02 一橋大学における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-03 一橋大学商学部における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-04 一橋大学大学院経営管理研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-05 一橋大学経済学部・経済学研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-07 一橋大学法学部及び法学研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-08 一橋大学社会学部及び社会学研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-10 一橋大学言語社会研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
2-1-2-11 一橋大学国際・公共政策教育部における教育の質保証に関する要項		再掲	
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-3-01 一橋大学における施設設備に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-3-03 一橋大学における学生支援に関する自己点検・評価実施要項		再掲
2-1-3-05 一橋大学における入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項		再掲	

<p>[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-02 一橋大学における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-03 一橋大学商学部における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-04 一橋大学大学院経営管理研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-05 一橋大学経済学部・経済学研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-07 一橋大学法学部及び法学研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-08 一橋大学社会学部及び社会学研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-10 一橋大学言語社会研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-11 一橋大学国際・公共政策教育部における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-3-01 一橋大学における施設設備に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-3-03 一橋大学における学生支援に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-3-05 一橋大学における入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項		再掲
<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 一橋大学における内部質保証に関する基本方針	3(2)	再掲
	2-1-2-02 一橋大学における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-03 一橋大学商学部における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-04 一橋大学大学院経営管理研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-05 一橋大学経済学部・経済学研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-07 一橋大学法学部及び法学研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-08 一橋大学社会学部及び社会学研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-10 一橋大学言語社会研究科における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-2-11 一橋大学国際・公共政策教育部における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-3-01 一橋大学における施設設備に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-3-03 一橋大学における学生支援に関する自己点検・評価実施要項		再掲
2-1-3-05 一橋大学における入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項		再掲	

[分析項目 2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式 2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 一橋大学における内部質保証に関する基本方針	3(2)	再掲
	2-1-2-02 一橋大学における教育の質保証に関する要項		再掲
	2-1-3-01 一橋大学における施設設備に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-3-03 一橋大学における学生支援に関する自己点検・評価実施要項		再掲
[分析項目 2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 一橋大学における内部質保証に関する基本方針	3(2)	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 科目別平均履修者数・標準偏差値（非公表）		
	2-3-2-02 科目別構成比（非公表）		
	2-3-2-03 授業時間外学修に関するアンケート調査について（非公表）		
	2-3-2-04 入試データとGPAの相関（令和元年度調査）（非公表）		
	2-3-2-05 キャリア形成に与える留学効果の検証		
	2-3-2-06 入試データとGPAの相関（令和2年度調査）（非公表）		
	2-3-2-07 入試種別とGPAの相関関係に関する分析（非公表）		
	2-3-2-08 教員向けオンライン授業に関するアンケート（非公表）		
	2-3-2-09 一橋大学学生生活実態調査報告書		
	2-3-2-10 一橋大学大学院経済学研究科教育研究活動状況報告書（平成30年度）		
2-3-2-11 言語社会研究科留学生日本語チュートリアル制度について（非公表）			

<p>[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する報告書等</p>		
	<p>2-3-3-01 一橋大学における「社会から見た大学教育」に関する自己点検・評価報告書</p>		
	<p>2-3-2-09 一橋大学学生生活実態調査報告書 ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。</p>		再掲
<p>[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する第三者による検証等の報告書</p>		
	<p>2-3-4-01 ABEST認証評価評価結果</p>		
	<p>2-3-4-02 平成29年度実施法科大学院認証評価評価報告書</p>		
	<p>2-3-4-03 一橋大学国際・公共政策大学院外部評価報告書</p>		
	<p>2-3-4-04 一橋大学大学院国際・公共政策研究部・教育部国際・公共政策専攻認証評価結果</p>		
	<p>2-3-4-05 一橋大学経済研究所外部評価委員会報告書</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目2-3-2] 【言語社会研究科】 (2-3-2-11言語社会研究科留学生日本語チュートリアル制度について) 言語社会研究科では、研究科長、評議員及び2名の運営委員から成る言語社会研究科運営委員会が中心となり、様々な会議や日々の教育研究活動等の中で研究科教員が得た情報・問題意識を研究科教授会、研究科委員会、第2部門コアスタッフ会議の三つの会議体で展開・共有し、改善に取り組んでいる。平成30年には、留学生の学修支援を目的とした、言語社会研究科留学生日本語チュートリアル制度を導入した。全学的に実施しているチューター制度では対応できない期間について、言語社会研究科留学生日本語チュートリアル制度により、必要に応じた学生の学習支援が可能になった。この制度は、創設以後毎年度運用している。</p>			
<p>[分析項目2-3-4] 本学では、大学の機能の一層の向上を目的とし、内部検証に加えて学外の視点からの取組の改善及び強化を図るため、外部評価結果を活用している。令和2年度には大学改革支援・学位授与機構による国立大学教育研究評価を受審しており、この結果を従前の本学の活動のフィードバックとして利用し、今後の教育研究の発展に向けた取組みの検討資料としても活用する。 また、令和元年度以前に学外機関から受けた本学が評価としては、専門職大学院への認証評価として、大学改革支援・学位授与機構（法学研究科法務専攻：平成29年度受審）、大学基準協会（国際・公共政策研究部・教育部国際・公共政策専攻：平成30年度受審）、ABEST21（経営管理研究科国際企業戦略専攻：平成30年度受審）から評価を受けている。このうち令和2年度以前に受審した3つの専門職大学院の認証評価についてはいずれも「適合」の評価を受けたうえで、指摘事項については学内で対応を検討し、解消に向け取り組んでいる。</p>			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>		
<p>[活動取組2-3-A] 教学調査等で得られたデータの収集及びIRを用いて、定量的かつ総合的な分析をしており、教育効果を高める施策を推進するためのエビデンスを提供している。</p>	2-3-2-01 科目別平均履修者数・標準偏差値（非公表）	再掲
	2-3-2-02 科目別構成比（非公表）	再掲
	2-3-2-03 授業時間外学修に関するアンケート調査について（非公表）	再掲
	2-3-2-04 入試データとGPAの相関（令和元年度調査）（非公表）	再掲
	2-3-2-05 キャリア形成に与える留学効果の検証	再掲
	2-3-2-06 入試データとGPAの相関（令和2年度調査）（非公表）	再掲
	2-3-2-07 入試種別とGPAの相関関係に関する分析（非公表）	再掲
	2-3-2-08 教員向けオンライン授業に関するアンケート（非公表）	再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>[活動取組2-3-A] 森有礼高等教育国際流動化機構を中心に、教学調査等により得られたデータの収集や分析を行っている。本学では、定量的な分析に留まらず、分析事項に応じてアンケート調査を行い、講義の実施方法等の学生及び教員の満足度や現状への要望等の定性的な要素も含めた総合的な分析を行うことで、教育効果を高める施策を全学的に推進するためのエビデンスを提供している。</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-03 国立大学法人一橋大学役員会規則	2条	再掲
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 平成28年度第12回役員会議事要録・資料（非公表）		
	2-4-1-02 平成29年度第1回役員会議事要録・資料（非公表）		
	2-4-1-03 平成30年度研究科（専攻）改組に係る学内会議の審議日程について（非公表）		
	2-4-1-04 プロフェッショナルスクールの再編（全体 商・ICS・法）（非公表）		
	2-4-1-05 プロフェッショナルスクールの再編（法）（非公表）		
2-4-1-06 プロフェッショナルスクールの再編（商・ICS）（非公表）			
2-4-1-07 経済学研究科の改組（非公表）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人一橋大学教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-02 国立大学法人一橋大学職員就業規則（非公表）	6条, 7条	
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-03 教員採用審査資料の例（令和2年実績）（非公表）		
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-03 教員採用審査資料の例（令和2年実績）（非公表）		再掲
	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人一橋大学教育職員評価実施規程（非公表）		
	2-5-2-02 国立大学法人一橋大学全学年俸制教育職員評価実施規則（非公表）		
	2-5-2-03 国立大学法人一橋大学全学年俸制教育職員評価実施要項（非公表）		
	2-5-2-04 国立大学法人一橋大学全学年俸制教育職員評価実施規則（非公表）		
	2-5-2-05 国立大学法人一橋大学全学年俸制教育職員評価実施規則に関する評価項目等について（学長裁定）（非公表）		
・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）			
2-5-2-06 教員評価の実施について（非公表）			
2-5-2-07 全学年俸制教員評価の実施について（非公表）			
2-5-2-08 年俸制教員評価の実施について（非公表）			

<p>[分析項目 2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	<p>・評価結果に基づく取組（別紙様式 2-5-3）</p>		
	<p>2-5-3 評価結果に基づく取組</p>		
	<p>・反映される規定がある場合は明文化された規定類</p>		
	<p>2-5-3-01 国立大学法人一橋大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（非公表）</p>		
	<p>2-5-3-02 国立大学法人一橋大学全学年俸制教育職員給与規則（非公表）</p>		
	<p>2-5-3-03 国立大学法人一橋大学年俸制教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（非公表）</p>		
	<p>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）</p>		
	<p>2-5-2-06 教員評価の実施について（非公表）</p>		再掲
	<p>2-5-2-07 全学年俸制教員評価の実施について（非公表）</p>		再掲
	<p>2-5-2-08 年俸制教員評価の実施について（非公表）</p>		再掲
<p>2-5-3-04 昇給に係る推薦調書の作成について（非公表）</p>			
<p>2-5-3-05 勤労手当に係る推薦調書の作成について（非公表）</p>			
<p>[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<p>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-4）</p>		
	<p>2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		
<p>[分析項目 2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2-5-5）</p>		
	<p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p>		
	<p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-01 機構図</p>		
	<p>2-5-5-02 国立大学法人一橋大学事務組織規則</p>	3、5、23、28条	
	<p>2-5-5-03 経済学研究科教育・研究支援者説明（非公表）</p>		
	<p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-04 図書館機構図</p>		
	<p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p>		
<p>2-5-5-05 TA等配置状況について（非公表）</p>			

<p>[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）</p>		
	<p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p>		
	<p>・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-6-01 一橋大学ティーチング・アシスタント実施要項</p>		
	<p>2-5-6-02 ティーチング・アシスタント実施報告書（非公表）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目2-5-1] 国際・公共政策教育部においては、経済学研究科及び法学研究科の教員が兼務により研究教育活動を行っているため、本務教員がない。（教員の採用・昇任は、経済学研究科及び法学研究科において実施されている。）</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・ 直近年度の財務諸表 3-1-1-01 令和2年度財務諸表		
	・ 上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02 令和2年度監事監査報告書		
	3-1-1-03 令和2年度会計監査人監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・ 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・ 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01 理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-01 国立大学法人一橋大学基本規則	40～42条	再掲
	1-3-3-01 国立大学法人一橋大学教育研究評議会規則		再掲
	2-1-1-03 国立大学法人一橋大学役員会規則		再掲
	2-1-1-04 国立大学法人一橋大学経営協議会規則		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	3-2-1-01 役職者の名簿		

<p>[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2） 		
	<p>3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧</p>		
	<p>3-2-2-01 国立大学法人一橋大学個人情報開示等取扱規則</p>		
	<p>3-2-2-02 国立大学法人一橋大学保有個人情報の開示基準</p>		
	<p>3-2-2-03 国立大学法人一橋大学情報公開取扱規則</p>		
	<p>3-2-2-04 国立大学法人一橋大学情報公開・個人情報開示請求等取扱規則</p>		
	<p>3-2-2-05 国立大学法人一橋大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準</p>		
	<p>3-2-2-06 国立大学法人一橋大学個人情報保護規則</p>		
	<p>3-2-2-07 国立大学法人一橋大学における公益通報に関する規則</p>		
	<p>3-2-2-08 国立大学法人一橋大学ハラスメントの防止等に関する規則</p>		
	<p>3-2-2-09 国立大学法人一橋大学安全保障輸出管理規則</p>		
	<p>3-2-2-10 一橋大学における人を対象とする研究の倫理規則</p>		
	<p>3-2-2-11 一橋大学研究倫理審査委員会内規</p>		
	<p>3-2-2-12 一橋大学遺伝子組換え実験安全管理規則</p>		
	<p>3-2-2-13 地震防災対策マニュアル</p>		
	<p>3-2-2-14 国立大学法人一橋大学防災管理規則</p>		
	<p>3-2-2-15 一橋大学情報セキュリティ委員会規則</p>		

	3-2-2-16 国立大学法人一橋大学情報化統括本部規則		
	3-2-2-17 一橋大学情報基盤センター規則		
	3-2-2-18 国立大学法人一橋大学情報資産管理規則		
	3-2-2-19 一橋大学における研究活動に係る行動規範		
	3-2-2-20 国立大学法人一橋大学における公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針		
	3-2-2-21 一橋大学における公的研究費等の適正な管理・運営に関する規則		
	3-2-2-22 一橋大学における公的研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱細則		
	3-2-2-23 一橋大学研究費不正使用防止計画推進室設置要項		
	3-2-2-24 一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則		
	3-2-2-25 一橋大学における研究活動の特定不正行為の予備調査及び本調査に関する細則		
	3-2-2-26 一橋大学危機管理規則		
	3-2-2-27 一橋大学海外危機管理マニュアル		
	3-2-2-28 海外渡航セーフティ・ハンドブック		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-3-1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人一橋大学基本規則	18条	再掲
	2-5-5-02 国立大学法人一橋大学事務組織規則		再掲
	3-3-1-01 国立大学法人一橋大学監査室設置要項		
	3-3-1-02 一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター設置要項		
	・事務組織の組織図		
	2-5-5-01 機構図		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	2-1-1-04 国立大学法人一橋大学経営協議会規則	3条	再掲
	1-3-3-01 国立大学法人一橋大学教育研究評議会規則	3条	再掲
	3-4-1-01 一橋大学部局長会議規則	3条	
	2-1-3-06 一橋大学教育委員会規則	3条	再掲
	2-1-3-02 一橋大学施設マネジメント委員会規則	3条	再掲
	2-1-3-04 一橋大学学生委員会規則	3条	再掲
	3-4-1-02 一橋大学研究機構規則	5条	
	3-4-1-03 国立大学法人一橋大学産学官連携推進本部規則	3条	
	3-4-1-04 一橋大学社会貢献委員会規則	3条	
	3-2-2-23 一橋大学研究費不正使用防止計画推進室設置要項	2条	再掲
	3-2-2-22 一橋大学における公的研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱細則	3条	再掲
	3-4-1-05 一橋大学附属図書館委員会規則	3条	
	3-4-1-06 社会科学古典資料センター専門委員会規則	3条	
3-4-1-07 一橋大学機関リポジトリ運営会議要項	3条		
3-4-1-08 研究所長選考について（非公表）			

<p>[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること</p>	<p>・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	1-3-1-01 国立大学法人一橋大学基本規則	19条、20条、20条の2、30条	再掲
	3-5-1-01 国立大学法人一橋大学監事監査規則		
	3-5-1-02 国立大学法人一橋大学監事監査実施基準		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-1-1-02 令和2年度監事監査報告書		再掲
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 令和2年度会計監査人監査計画概要書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	3-1-1-03 令和2年度会計監査人監査報告書		再掲
	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	2-5-5-01 機構図		再掲
	3-3-1-01 国立大学法人一橋大学監査室設置要項		再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 国立大学法人一橋大学内部監査要項		
	3-5-3-02 国立大学法人一橋大学内部監査実施基準		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 令和2年度内部監査報告書（会計監査（科研費等））（非公表）		
	3-5-3-04 令和2年度内部監査報告書（業務監査（物品管理））（非公表）		
3-5-3-05 令和2年度内部監査報告書（会計監査（旅費等））（非公表）			
3-5-3-06 令和2年度内部監査報告書（業務監査（個人情報保護及び法人文書管理））（非公表）			

<p>[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること</p>	<p>・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）</p>		
	<p>3-5-4-01 令和2年度会計監査人及び監事監査報告会資料（非公表）</p>		
	<p>3-1-1-03 令和2年度会計監査人監査報告書</p>		再掲
	<p>3-1-1-02 令和2年度監事監査報告書</p>		再掲
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-01 国立大学法人等施設の耐震化の状況（「国立大学法人等施設実態報告書（2020年度）」抜粋）		
	4-1-3-02 一橋大学バリアフリー（アクセシビリティ）マップ		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-03 構内外灯及び防犯設備等配置図（非公表）		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
	4-1-6-01 令和3年度 授業にかかる学生向け周知文		
	4-1-6-02 令和3年度 ライブ配信授業受講教室の利用方法		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 一橋大学ホームページ「保健センター」		
	4-2-1-02 一橋大学ホームページ「学生相談室」		
	4-2-1-03 一橋大学ホームページ「キャリア支援室」		
	4-2-1-04 一橋大学ホームページ「障害学生支援室」		
	4-2-1-05 一橋大学ホームページ「留学生・海外留学相談室」		
	4-2-1-06 一橋大学保健センター規則		
	4-2-1-07 一橋大学学生支援センター規則		
	4-2-1-08 一橋大学国際教育交流センター規則		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-09 一橋大学ホームページ「「ハラスメントの防止等について」		
3-2-2-08 国立大学法人一橋大学ハラスメントの防止等に関する規則			再掲
4-2-1-10 一橋大学ハラスメント対策委員会規則			
4-2-1-11 国立大学法人一橋大学ハラスメント相談室細則			

・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
4-2-1-12 学生生活の手引き		
4-2-1-13 学生相談窓口マップ		
4-2-1-14 学生相談室のご案内		
4-2-1-15 自殺防止リーフレット		
4-2-1-16 キャリア支援室就職活動情報提供サイト		
4-2-1-17 令和2年度保健センター活動報告書		
4-2-1-18 障害学生支援室リーフレット		
4-1-3-02 一橋大学バリアフリー（アクセシビリティ）マップ		再掲
4-2-1-19 ハラスメント相談室リーフレット		
4-2-1-20 ハラスメント防止ガイドライン		
4-2-1-21 学生相談室主催「ぷらっとランチ」オンラインチラシ		
4-2-1-22 学生相談室いまここだより20		
4-2-1-23 学生相談室いまここだより21		
4-2-1-24 いつもと違う状況を過ごすあなたへメンタルケアについて		
4-2-1-25 「見えない敵」から身を守れ 新型コロナウイルス感染症拡大期の学生生活マニュアル		
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
4-2-1-26 令和2年度キャリア相談実績（非公表）		
4-2-1-27 障害学生支援室令和2年度活動報告（非公表）		
4-2-1-28 学生相談室令和2年度相談回数（非公表）		
4-2-1-29 令和2年度学生相談室主催「ぷらっとランチ」オンライン参加人数（非公表）		
4-2-1-30 令和2年度留学生・海外留学相談室実績（非公表）		
4-2-1-31 令和2年度就活行事（非公表）		
4-2-1-32 ハラスメント相談件数報告書 令和2年度（非公表）		
4-2-1-33 令和2年度保健センター利用状況（非公表）		

<p>[分析項目 4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること</p>	<p>・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式 4-2-2） 4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧</p>		
<p>[分析項目 4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<p>・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式 4-2-3） 4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制 ・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 4-2-3-01 令和2年4月入学外国人留学生関連オリエンテーション・スケジュール 4-2-3-02 一橋大学ホームページ「在学中の留学生の方へ（英語）」 4-2-3-03 一橋大学ホームページ「留学生・海外留学相談室（英語）」 4-2-3-04 外国人留学生ハンドブック 4-2-3-05 経済支援制度の案内 4-2-3-06 International Student Support 4-2-3-07 ISSAO news COVID-19 4-2-3-08 Accommodation Packet 4-2-3-09 令和3年4月入学外国人留学生オンラインオリエンテーション案内</p>		
<p>[分析項目 4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<p>・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式 4-2-4） 4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制 4-2-1-04 一橋大学ホームページ「障害学生支援室」 4-2-1-27 障害学生支援室令和2年度活動報告（非公表）</p>		再掲 再掲

<p>[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること</p>	<p>・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）</p>	
	<p>4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧</p>	
	<p>・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料</p>	
	<p>4-2-5-01 一橋大学ホームページ「奨学金制度」</p>	
	<p>・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料</p>	
	<p>4-2-5-02 日本学生支援機構奨学金等利用実績（非公表）</p>	
	<p>・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料</p>	
	<p>4-2-5-03 令和2年度一橋大学基金学生支援給付金申請要領</p>	
	<p>4-2-5-04 令和2年度一橋大学基金学生支援給付金実績報告書（非公表）</p>	
	<p>4-2-5-05 一橋大学学生表彰規則</p>	
	<p>4-2-5-06 一橋大学学生表彰細則</p>	
	<p>4-2-5-07 一橋大学学生表彰における奨学金給付要項</p>	
	<p>4-2-5-08 令和2年度学業優秀学生名簿（卒業生・在学生）（非公表）</p>	
	<p>4-2-5-09 ICSファカルティ奨学金運営内規（非公表）</p>	
	<p>4-2-5-10 言語社会研究科大学院生韓国学研究奨励費取扱要綱、募集要項・申請書</p>	
	<p>・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料</p>	
	<p>4-2-5-11 一橋大学入学料免除及び徴収猶予規則</p>	
	<p>4-2-5-12 一橋大学入学料免除及び徴収猶予選考基準</p>	
	<p>4-2-5-13 令和2年度入学料免除実績報告（非公表）</p>	
	<p>4-2-5-14 一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則</p>	
	<p>4-2-5-15 一橋大学授業料免除及び徴収猶予選考基準</p>	
	<p>4-2-5-16 令和2年度授業料免除及び徴収猶予実績報告（非公表）</p>	

	・ 学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-17 一橋大学における授業料等に関する規則	10条	
	4-2-5-18 令和2年度学生寄宿舍利用実績（非公表）		
	4-2-5-19 一橋大学国際学生宿舎規則		
	4-2-5-20 一橋大学国際学生宿舎細則		
	4-2-5-21 一橋大学国際学生館景明館規則		
	4-2-5-22 一橋大学国際学生館景明館細則		
	・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-23 一橋大学ホームページ「学生金庫」		
	4-2-5-24 一橋大学国際学生宿舎寄宿料免除及び徴収猶予規則		
	4-2-5-25 一橋大学国際学生宿舎寄宿料免除及び徴収猶予実績報告（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組4-2-A] 年間を通して就職活動行事を切れ目なく開催し、就職を希望する学生のキャリア開発支援や、本学の学生の採用を希望する企業と学生を結び付ける機会を設けている。	4-2-A 令和2年度就職活動支援行事一覧（非公表）		
[活動取組4-2-B] 寄附金を原資とした学生修学支援給付金制度の創設により、経済的に困窮した学生が安定して学修を継続できる制度を整えている。	4-2-5-03 令和2年度一橋大学基金学生支援給付金申請要領		再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

[活動取組4-2-A]

キャリア支援室が中心となって、年間を通して切れ目なく就職活動支援行事を開催している。開催される行事の種類も企業説明会、企業セミナー、卒業生との座談会、業界研究講座、自己分析等や志望動機のワークショップなど多岐にわたる。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、例年対面で行っている行事についても、代替手段としてオンライン（ZOOM等）を活用して開催することで、例年と変わらず就職を希望する学生と本学の学生の採用を希望する企業とを結びつける機会を設けている。学内の企業説明会やセミナーに参加した企業数は1295社に上り、全行事の参加人数は合計で9937人となっている。

[活動取組4-2-B]

令和2年度に、新たに一橋大学修学支援事業基金の枠組みを活用した「一橋大学基金学生支援給付金」を創設し、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮した学生及び「高等教育の修学支援新制度」実施により従来の授業料免除の対象から外れることとなった同年度入学の学部生を対象とした支援を実施している。特に新型コロナウイルス感染症に関しては、令和2年5月に基金ウェブサイトにて学長メッセージを掲載し一橋大学修学支援事業基金への寄附を募った結果、メッセージ掲載後から令和3年3月末までに15,973千円（149名）の寄附申込があった。「一橋大学基金学生支援給付金」の創設により、学生が経済的要因によることなく、学修を安定的に継続できる体制を整えることができた。また、新型コロナウイルス感染症の影響による困窮学生の支援を実施したことで、今後、これをモデルケースとして、基金を活用し、家計急変や社会環境の変化等に応じたタイムリーな支援を実施できることにもなった。

【改善を要する事項】

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 アドミッション・ポリシー（学士課程）		
	5-1-1-02 アドミッション・ポリシー（大学院課程）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）			
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧			
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）			
	5-2-1-01 令和3年度入学者選抜(学部)における小論文・面接等ガイドライン（非公表）			
	5-2-1-02 経営管理研究科 入試採点基準（非公表）			
	5-2-1-03 経済学研究科 面接試験ガイドライン（非公表）			
	5-2-1-04 法学研究科 面接要領（法科大学院）（非公表）			
	5-2-1-05 社会学研究科 令和2年度推薦入試(面接)の採点基準等について（非公表）			
	5-2-1-06 社会学研究科 採点表 社会学研究科修士課程総合社会科学専攻（秋期一般選考）（非公表）			
	5-2-1-07 言語社会研究科 論述及び面接試験採点基準（非公表）			
	5-2-1-08 言語社会研究科 面接採点表（非公表）			
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料			
	2-1-3-06 一橋大学教育委員会規則		5条	再掲
	5-2-1-09 入学者選抜実施専門委員会規則（非公表）			
	5-2-1-10 一橋大学入学者選抜管理委員会内規（非公表）			
5-2-1-11 一橋大学考査委員会内規（非公表）				
5-2-1-12 入学試験合格者決定について（非公表）				
5-2-1-13 一橋大学大学院修士課程及び専門職学位課程入学者選考内規（非公表）				
5-2-1-14 法学研究科 法学研究科入学試験合格者決定についての申合せ（非公表）				
5-2-1-15 社会学研究科 入学試験合格者決定についての申合せ（非公表）				

・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
5-2-1-16 令和3年度大学入学者選抜大学入学共通テスト 監督要領別冊（非公表）		
5-2-1-17 令和3年度大学入学者選抜大学入学共通テスト 実施マニュアル（非公表）		
5-2-1-18 令和3年度一橋大学第2次試験（前期日程） 監督要領（非公表）		
5-2-1-19 令和3年度一橋大学第2次試験（前期日程） 実施マニュアル（非公表）		
5-2-1-20 令和3年度一橋大学第2次試験（後期日程） 監督要領（非公表）		
5-2-1-21 令和3年度一橋大学第2次試験（後期日程） 実施マニュアル（非公表）		
5-2-1-22 令和3年度私費外国人留学生選抜入試 監督要領（非公表）		
5-2-1-23 経営管理研究科 口述試験委員資料（非公表）		
5-2-1-24 経営管理研究科 筆記試験委員資料（非公表）		
5-2-1-25 経済学研究科 口述試験説明資料（非公表）		
5-2-1-26 経済学研究科 入試監督要領（非公表）		
5-2-1-27 法学研究科 入学者選抜試験実施要項（法学・国際関係専攻）（非公表）		
5-2-1-28 社会学研究科 令和3年度社会学研究科総合専攻修士課程（秋期一般選考）第1次試験監督要領（非公表）		
5-2-1-29 社会学研究科 オンライン面接マニュアル（令和3年度秋期大学院入試用）（非公表）		
5-2-1-30 国際・公共政策教育部 令和3年度秋季入試実施概要（非公表）		
・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
5-2-1-31 令和4(2022)年度の入学者選抜について（非公表）		

<p>[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	2-1-3-05 一橋大学における入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	5-2-1-09 入学者選抜実施専門委員会規則（非公表）		再掲
	1-3-2-01 一橋大学教授会通則	2、3条	再掲
	5-2-2-01 第1回入学者選抜実施専門委員会資料(抄)（非公表）		
	5-2-2-02 経済学研究科 博士課程定員充足の方策等について（非公表）		
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-03 一橋大学教育委員会資料(令和2年6月3日)（非公表）		
	5-2-2-04 一橋大学教育委員会参考資料(令和2年6月3日)（非公表）		
	2-3-2-04 入試データとGPAの相関（令和元年度調査）（非公表）		再掲
	2-3-2-06 入試データとGPAの相関（令和2年度調査）（非公表）		再掲
	2-3-2-07 入試種別とGPAの相関関係に関する分析（非公表）		再掲
	5-2-2-05 経営管理研究科 令和3年度以降実施の大学院入学試験の制度変更について（非公表）		
	5-2-2-06 経済学研究科 博士課程定員充足の方策等骨子案（非公表）		
	5-2-2-07 説明文（非公表）		
5-2-2-08 法学・国際関係専攻修士課程外国人特別専攻の改革について（非公表）			
5-2-2-09 社会学研究科 大学院入試での外国語試験（語学試験）の見直しについて(非公表)			
5-2-2-10 令和2年度 一橋大学大学院社会学研究科総合社会科学専攻 修士課程学生募集【秋期一般選考】要項（非公表）			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2			
	認証評価共通基礎データ様式			
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料			
	5-2-2-08 法学・国際関係専攻修士課程外国人特別専攻の改革について（非公表）			再掲
	5-3-1-01 法学研究科 次世代の法学研究者・法学教員養成プロジェクト（概要）			
	5-3-1-02 大学院入試説明会のご案内（一橋大学大学院社会学研究科・社会学部）			
	5-3-1-03 修士課程・博士後期課程進路状況の公開マニュアル（非公表）			
5-3-1-04 令和3年度 研究科長等裁量分執行計画書（非公表）				

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目5-3-1]【法学研究科】 法学研究科法学・国際関係専攻博士前期課程において、過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均が135%と大幅に超える状況である。当該入試は秋季と冬季に分けて実施しており、冬季の外国人特別選抜は募集人員を若干名としていながら、優秀な志願者が年々増加（平成29～令和2年度までの志願者数34名、31名、44名、48名）する中で定員を大幅に超過していた。そこで、令和3年度入試から外国人特別選抜の出願資格を厳格化したところ、入学定員充足率は107%まで下がり適正化の兆しが現れつつある。 また、法学・国際関係専攻博士後期課程において、過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均が53%と大幅に下回っているが、平成27年度から、博士後期課程学生に対して充実した研究基盤・研究環境等を整備し、将来の法学研究・法学教育を担う法学研究者の持続的な養成を目的とした「次世代の法学研究者・法学教員養成プロジェクト」を実施し、改善を目指している。</p>			
<p>[分析項目5-3-1]【社会学研究科】 博士後期課程総合社会科学専攻における過去5年間の入学者については、定員を下回る状況が続いている。そのため、社会学研究科では入学定員充足率を向上させるために、次の取組を実施している。 (1) 入試説明会を開催し、研究科の概要及び入学試験に関する説明、教員や学生へのインタビューの公開、個別相談等を行っている。（資料5-3-1-02） (2) 進路状況を調査し公開することで、博士後期課程修了後のキャリア構築の見通しを示している。（資料5-3-1-03） (3) 志願者に対し、研究科の魅力をより分かりやすく伝えることができるよう、また、優秀な留学生の志願者の増加に資するよう、研究科ウェブサイトの更新について検討している。（資料5-3-1-04）</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

一橋大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	商学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
02	経済学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
03	法学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
04	社会学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
05	経営管理研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								※専門職学位課程について、第三者評価結果の活用あり：専門職大学院認証評価（ABEST21）（平成30年度実施）
06	経済学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
07	法学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								※専門職学位課程について、第三者評価結果の活用あり：法科大学院認証評価（大学改革支援・学位授与機構）（平成29年度実施）
08	社会学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
09	言語社会研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
10	国際・公共政策研究部・教育部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：専門職大学院認証評価（大学基準協会）（平成30年度実施）								
11	商学研究科（平成30年度学生募集停止）								満たしている	平成30年度学生募集停止
12	国際企業戦略研究科（平成30年度学生募集停止）								満たしている	平成30年度学生募集停止

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	6-8-1 (01)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）	6-8-2 (01)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 	6-8-1 (02) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
<ul style="list-style-type: none"> 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 	6-8-2 (02) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 	6-8-1 (03)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
<ul style="list-style-type: none"> 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 	6-8-2 (03)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
<ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 	6-8-1 (04)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
<ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 	6-8-2 (04)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	6-8-1 (05)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）	6-8-2 (05)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 	6-8-1 (06)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 	6-8-2 (06)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 	6-8-1 (07)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 	6-8-2 (07)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-8-A] 「一橋モデル」を支える「学生の循環サイクルの確立」	6-8-A-01 (07)令和3年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査結果 6-8-A-02 (07)令和2年司法試験合格率順（一橋大学法科大学院室調べ）（非公表）		
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組6-8-A] 「一橋モデル」（＝「体験・議論・成長」プロセス）を支える取組「学生の循環サイクルの確立」（在学生→修了・司法試験合格→TAとして現役学生を指導→実務経験・大学院で研究→講演者・講師・教員として再び法科大学院に回帰するサイクルの確立）は令和3年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおいてS評価を受けており、その成果は令和2年司法試験での高い合格率に表れている。令和2年司法試験の合格率は70.59%（既修者80.72%、未修者47.22%）であり、全国の法科大学院全体で第2位、10名以上の合格者を出した法科大学院では全国第1位の成績である。			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	6-8-1 (08)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）	6-8-2 (08)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-2-A] 博士課程コロキウムの新設	6-2-A-01 (09)「博士論文指導」(博士課程コロキウム) コマの運営方法について (非公表)		
	6-2-A-02 (09)教授会議事要録(博士課程コロキウム) (非公表)		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-4-A] 博物館実習への院生派遣	6-4-A-01 (09)学芸員資格科目のオリエンテーションの手引き(令和2年度)(非公表)		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-5-B] 博士コロキウムの新設	6-2-A-01 (09)「博士論文指導」(博士課程コロキウム)コマの運営方法について(非公表)		再掲
	6-2-A-02 (09)教授会議事要録(博士課程コロキウム)(非公表)		再掲
[活動取組6-5-C] 研究科独自のチューター制度の新設	2-3-2-11 言語社会研究科留学生日本語チュートリアル制度について(非公表)		再掲
[活動取組6-5-F] 博物館実習への院生派遣	6-4-A-01 (09)学芸員資格科目のオリエンテーションの手引き(令和2年度)(非公表)		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-5-B] 博士論文指導科目として「博士課程コロキウム」を設けて、博士後期課程学生をより緻密に指導する体制を整えている。			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (09)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (09)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-8-A] 学芸員資格取得プログラム	6-8-A-01 (09)学芸員資格取得プログラム		
	6-8-A-02 (09)HQ一橋大学と学芸員		
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>[活動取組6-8-A]</p> <p>言語社会研究科には、通常学部設置されることが一般的である学芸員資格取得のための課程が設けられており、学部で学芸員資格認定に要する科目を履修していない者でも、学芸員資格を取得することができる。また、英語以外のさまざまな言語教育科目も開講されており、これらの科目を受講することで学芸員として対応する領域の幅を大きく広げることも可能である。2012年からの6年間で、言語社会研究科をはじめとした本学の全研究科から22名が学芸員として全国各地に就職しており、本研究科で学芸員資格を取得し美術館へ就職した者からも、本学の教育について高い評価を得ている。</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：専門職大学院認証評価（大学基準協会）（平成30年度実施）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (10)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (10)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料 (カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
[分析項目6-3-4] 大学院課程 (専門職学位課程を除く) においては、学位論文 (特定の課題についての研究の成果を含む) の作成等に係る指導 (以下「研究指導」という) に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文 (特定課題研究の成果を含む。) 指導体制が確認できる資料 (規定、申告書等)		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) ・シラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況 (別紙様式6-5-1)		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況 (別紙様式6-5-2)		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 (別紙様式6-5-3)		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料 (実施要項、提携・受入企業、派遣実績等)		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式6-5-4)		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況 (受講者数等) が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (11)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (11)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料 (カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等)		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
[分析項目6-3-4] 大学院課程 (専門職学位課程を除く) においては、学位論文 (特定の課題についての研究の成果を含む) の作成等に係る指導 (以下「研究指導」という) に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文 (特定課題研究の成果を含む。) 指導体制が確認できる資料 (規定、申告書等)		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>(リストから選択してください)</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) ・シラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況 (別紙様式6-5-1)		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況 (別紙様式6-5-2)		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 (別紙様式6-5-3)		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料 (実施要項、提携・受入企業、派遣実績等)		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式6-5-4)		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況 (受講者数等) が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (12)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (12)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			